

# 平成 30 年度さいたま市文化財保護審議会 一第 2 回一 議事録

**1 日 時** 平成 31 年 1 月 31 日(木) 14 時 00 分から 16 時 10 分まで

**2 場 所** 中央図書館 イベントルーム

**3 出席者** 委 員：田代脩会長、老川慶喜委員、岡本東三委員、小野寺節子委員、小茂田美保委員、笹森紀己子委員、重田正夫委員、内藤勝雄委員、西山多壽子委員、原由美子委員、茂木栄委員、渡辺洋子委員

(欠席：西口由子委員、波多野純委員、細田浩委員)

事務局：竹居生涯学習部長、青木文化財保護課長、高橋文化財保護課長補佐兼文化財保護係長、澤柳文化財保護課長補佐兼史跡整備係長、関根埋蔵文化財係長、鈴木主査、内田主査、上島主事)

## 4 議 事

### (1) 答申事項

第 1 号 「普門院のチリメンカエデ」の指定解除について

### (2) 継続審議事項

第 1 号 指定文化財の名称・種別等の取り扱いについて

### (3) 報告事項

第 1 号 平成 30 年度文化財保護及び保存事業の概要について

第 2 号 平成 30 年度指定文化財にかかわる申請届出受理

第 3 号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務実施報告

**5 公開・非公開の別** 公開

**6 傍聴人の数** 0 人

**7 審議内容** 下記のとおり

## 記

### (1) 議事録署名委員選出

議事に入る前に、平成 30 年度第 1 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員から同審議会の議事録の内容について「事実と相違ない」旨、報告があった。引き続き、平成 30 年度第 2 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員の選出を行った。

### (2) 審議事項

第 1 号 「普門院のチリメンカエデ」の指定解除について、事務局より説明を行った。内容は以下のとおり。

- ・平成 29 年実施の天然記念物定期調査の段階でほぼ立ち枯れ状態。
- ・ここ数年関東一円で猛威を振るった虫害の被害を受けたことが立ち枯れの原因と考える。
- ・5 月の諮問後も経過観察を行ったが、状況に変化はみられず枯死していると思われる。

このことについて、担当委員から以下の補足説明があった。

- ・5 月の審議会でもお話ししたが、平成 29 年実施の定期調査のあと、所有者に土壌改良や薬の散布等を実施してもらったが、状況は好転しなかった。お寺の中にあり、倒壊等の危険がなく、早急に撤去を要する状況ではなかったため、その後も経過観察してきたが、やはりこれ以上回復の見込みはないと考え、指定解除もやむなしと判断する。

本案件に関し、委員から特に質問・意見はなく、さいたま市文化財保護審議会は「普門院のチリメンカエデ」を市指定文化財の指定を解除することが適当であると答申することとした。

### (3) 継続審議事項

第 1 号 「指定文化財の名称・種別等の取り扱いについて」項目ごとに事務局から説明を行い、各委員からの意見を聴取する方式で行った。

#### 1 指定名称の共通事項

- ・事務局がまとめた内容で大まかな基準としては網羅されている。内容としては事務局案で各委員とも了承をいただいた。

#### 2 種別ごとの基本的な名称の付け方

種別について事務局からそれぞれ説明を行い、その都度担当の委員から意見を聴取した。それぞれの種別でいただいた意見は以下のとおり

(建造物)

- ・ついたり指定の標記について、枚数の標記は最後にした方が良くはないか。

(絵画・彫刻・工芸品)

- ・工芸品の例示で示されている「鑄銅懸仏」は『鑄銅「阿弥陀」懸仏』ともう少し中身を加えた方がいいのではないか。また同様に（有形民俗の）絵馬などは「〇〇図絵馬」といったようにした方がいいのではないか。

（書跡）

- ・「記した物」との標記がわかりにくい。「記された内容」やただの「内容」とした方が妥当か。
  - ・書跡で指定されているものが現状の基準だと書跡にならないものが多い。
- ※（事務局より）書跡としては今後肉筆のものを指定していく。また「記した物」で落ち着かない部分については、答申までに会長と相談して修正していく。

（典籍・古文書）

- ・内容は事務局案で大丈夫。ただ古文書の「所有者名＋文書」とある標記の「所有者」というのは誤解を招くことがないか。村々に伝来した〇〇家文書のように、所有者名が付くことで意味を成す場合なら問題ないが、寄贈や譲渡されている場合、「所有者」と標記してしまうとおかしなことにならないか。文書を伝来してきた組織ないしは個人との標記はどうか。

（歴史資料）

- ・例示である弥勒二年銘私年号板石塔婆の「私年号」は指定名称ではなく、内容の説明に記載があればいいのではないか。

（考古資料）

- ・事務局案で大丈夫かと。今後例えば〇〇遺跡出土土偶が1体指定されて、その後の調査でもう一体土偶は出てきた際に追加指定するのか、新規に指定するとして名称をどうするのか等については、案件が出てきた時に協議すればいい。

（有形民俗）

- ・法人と個人で分けるのは標記として適正ではないと思われるので、法人・個人との標記はやめるべき。

（無形民俗）

- ・所在地と所有者との標記がひっかかる。
- ・所在地を伝承地、所有者を主催者と標記したらどうか。
- ・無形民俗においても「所有」という表記は受け入れがたい。所在地を伝承地に、所有者を伝承者と標記した方が落ち着くか。

（天然記念物）

- ・天然記念物でも「所有者」と表記すると混乱を招くのではないか。例えば学校の土地は都道府県もしくは市町村が所有者であり、所在地ではない。
- ・草本の指定名称については「自生地」とつけるべき。

※（事務局より）委員ご指摘のとおり、今後は草本については「自生地」をつけていく。単体と群落とで区別するよう修正する。

### 3 古文書の員数について

- ・基本は事務局の説明のとおりで大丈夫。今までは明治以前を古文書の対象としてきたが今後は例えば戦前とか昭和期まで広げる必要があるかもしれない。
- ・前から言っているが、今後は一括ではなく、点数を決めて指定するべき。

### 4 種別について

- ・今後もし平安・鎌倉期の石仏が出てきた場合、この基準だと有形民俗となっているが、彫刻としても評価できるかもしれないので、担当委員に連絡がほしい。

以上の意見を受け、事務局で修正した案を会長が確認した上で、教育委員会に答申することとした。

## (3)報告事項

### ア 平成30年度文化財保護及び保存事業の概要

資料5ページから15ページに沿って、各係より報告を行った。主なものは以下のとおり。

- ・文化財保護審議会
- ・文化財の調査
- ・文化財保存事業費（補助金交付事業）
- ・指定文化財の普及啓発
- ・市所有文化財の管理
- ・「見沼通船堀再整備事業」進捗状況
- ・「真福寺貝塚追加指定・公有地化事業」進捗状況
- ・埋蔵文化財の調査及び保存
- ・埋蔵文化財の普及啓発

イ 平成30年度指定文化財にかかわる申請届出受理

資料13ページから14ページに沿って、文化財保護係より報告を行った。

ウ 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務実施報告

資料15ページに沿って、文化財保護係より報告を行った。

これを以って、審議を終了した。

議事録署名委員

西山委員 \_\_\_\_\_ 印

原委員 \_\_\_\_\_ 印